

# 社会主義の政治学的再検討

河 合 恒 生

- 第一章 商品世界のフェティシズム
- 第二章 マルクス・エンゲルスの理論と  
マルクス主義者の社会主義
- 第三章 社会的評価
- 第四章 経済計画化の可能性の出現
- 第五章 搾取のない社会
- 第六章 革命的移行期の問題
  - 第 1 節 民主共和制の実体
  - 第 2 節 チリ革命の経験
  - 第 3 節 ニカラグア革命の経験
  - 第 4 節 キューバ革命の経験
- 第七章 結 論

## 第一章 商品世界のフェティシズム

人類史の一定の発展段階で、人間を支配するようになった商品世界のフェティシズムの不合理性についてマルクスは主張したが、いまやその思想は博物館で埃に埋もれ始めている。市場経済は人類社会に不可欠であるという常識が、多数の人間たちの意識を圧倒している。商品とは非常に変なものだなどということは、気にする必要はない、忘れてしまおうという刹那主義的快楽の世界に人類社会の主流は踏み込んでしまった。そうなった責任の一端が教条主義的社会主義者たちにあったこともまた事実である。

特定の個人やグループが互いに独立に私的に生産する物が商品である。しかしそのような生産物がすべて商品になるわけではない。生産された物が買い手を見いだしたとき、それは社会的有用物として、つまり商品として存在しえたと確認されるのであり、買い手が見つからない場合、その生産物は無用の長物である。個人的に、あるいはグループで生産した物に買い手が見ついたときにのみ、かれらの労働が社会的有用労働であったということが実証されるのである。他人のために自分の生産物が有用であるかどうか、不安の内に常に問われている。他人にとって不要と判断された生産物しか所有していない個人・グループは社会的関係に入ることができない。自分たちの生産物が社会的有用物であるかどうかということによって、個人やグループの生存可能性が直接的に左右されるのである。自分たちがつくった物を自分たちで自由に使用して生きるのではなく、生産物が生産者の存在そのものの可否を決定する。無用な物しか持たない個人・グループは社会的関係から排除される。人間と人間の社会的関係が、物と物との交換関係として展開される関係が市場経済関係である。市場経済は、生産物の運動を人間が制御するのではなく、生産物によって人間が制御されるシステムである。人間社会の有り様としては、これは本末転倒である。このような社会関係が人類社会の一定の発展段階で生み出されてきたということは周知の事実である。いったん入り込んだこの段階から人類社会が決して抜け出すことができないと考える人々は、「個人的労働力を自分で意識して一つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体」などを考えることこそ、幻想だと言うのであろうが、その主張には無理がある。

我々の生活の場は、理論的意味で完全な商品世界ではない。なぜなら、ある私的個人やグループの労働が他の個人やグループの労働とは全く独立に営まれるなどということは、現実にはないからである。小規模な地域では、社会的総労働にしめる自分の労働の関係をある程度つかむことができる。それは最近ではかなり大規模になってきている。市場調査の方法も開発され、生

産者たちは社会的分業の体制を世界的規模で制御しようと努力し、できるかぎり無駄なく自分たちのグループの生産物を他の生産物と交換できるように、計画をたてるのが普通である。ここには、フェティシズムから脱出しようとマルクスが構想した道がほのみえている。

それにもかかわらず、資本主義世界の資本主義たるゆえんは「私的諸労働」の自由を奪わないことにある。そこでの社会的総労働の体制は、常に自然発生的性格を持つ。だから商品世界のフェティシズムから本質的に抜け出すことはできない。市場経済万能論を唱えている人々は、このような生産物と人間の関係の本質的在り方を不問に付している。社会的総労働の在り方を計画化することが、人間の自由と矛盾すると考えている。これはフェティシズムへの拝跪といっても過言ではない。

資本主義世界で我々が生産物を制御しているのではなく、生産物が我々を制御している現実にはしばしば直面する。先進資本主義諸国の政府と大企業が、地球的規模の世界市場の有り様の決定権を握っている。何が有用物かを決定する権限を握っていると言ってもよい。これはすでに真の意味の商品世界ではない。しかし商品世界の本質だけは人間関係を規定する。発展途上諸国は、世界市場での有用物を生産できるかぎり地球的規模の総労働への仲間入りをゆるされるが、これはなみだいていの努力ではできない。特定の有用物を生産することによって、世界市場への参入が可能になる場合もある。キューバのように世界市場への参入を拒否されている国もある。物と物との関係が人間関係を規定する世界で、物と物との関係の世界への参入を拒否されるということは、その国が無用の国であるということを暗に主張されていることを意味する。

このような半分ほころびた商品世界が永久に続くなどということはありません。人間は自分の生産物を完全に自分でコントロールできる能力を獲得しよう。生産とはまさに意識的制御の世界ではないか。世界的総労働が、自然発生的ではなく、意識的に制御されてこそ、真の人類の労働となる。マルク

スが「共同の生産手段」で生産する「自由な人々の結合体」として考えた体制を、旧ソビエトや東欧諸国が実現しようと試みて失敗したからといって、マルクスの「自由な人々の結合体」が幻想であり、夢物語だということにはならない。

ここで社会の規模が問題になる。人類社会の創世期には、散在する個々の小さな共同体は一つの世界として完結していたと思われる。このような個々の小さな世界では生理的分業が存在するだけで、互いに独立に営まれる私的労働などは考えられなかった。共同体の成員は共同体の総労働の有り様を把握していた。かれらは自然発生的に計画的に行動せざるをえなかった。その計画はたぶん自然との闘いが中心であり、計画の失敗は共同体の崩壊を意味した。

一方、このような散在する共同体が、互いに接触して、交流と闘いを展開したものと考えられる。この諸共同体の接触する世界を対象として考察すれば、個々の共同体はそれぞれ個性をもって存在している。ここでは個々の共同体が「互いに独立に営まれる私的労働」の担い手として現れる。こうして共同体の果てるところで、商品交換が始まる。この関係がやがてそれぞれの共同体内部に浸透し、共同体内部にも商品交換が発生する。そのことは逆に、共同体成員がすでに自分たちの共同体の有り様を全体的に把握する能力を失ったことを意味している。それは主に共同体の大規模化による。と同時に社会的規模の拡大のテンポに、人間の科学的認識のテンポがついていけないということの結果でもある。商品の存在は、人間が自分で作り出した関係を、全体として自分で把握することができないということの証明である。科学的分析はあとから始まるのである。人間が自分で何をしようとし、何をしているか、全体として把握することができるようになった段階で、商品は再び姿を消す。地球上のすべての人間がこのような能力を持てるようになるのが現在の課題である。自然権としての人間の生きる権利とは、一人一人の人

間が人間世界の有り様を科学的に把握できる能力と手段の獲得をきっちりと保障され、そのうえで個々の人間が自己実現の自由を与えられるかどうかということである。

市場経済不可欠論を主張している人々は、このような人間の有り様を理由も示さず不可能と決めこんでいる。個々の人間が全体を把握しうる能力を持つ必要がないと、かれらは考えている。一部のエリートだけがその能力を独占すればよい。そのエリート集団へ参入する自由は競争によって保障しよう。落ちこぼれたものがでようと、それはしようがない。こうすることによってエリート集団は自分たちの都合の良いように、世界全体を作り上げていこうとするわけである。しかし、この世界は自然発生性を決して排除できない。全体の一部として形成されたエリート集団は、私的集団でしかありえないからである。そしてエリート集団の私的利害を中心に、社会的総労働が市場経済として組織され維持される。このようにして維持される商品世界が、人類全体に与える損失は、はかりしれないものがある。もしかしたら人類は、商品世界がこのように維持され続けた結果として滅亡するかもしれない。

小規模共同体で、個々の人間が私的な存在として現象することはなかった。個は全体に埋没しつつ、一つの調和をつくりだしていた。この調和が崩れることは、共同体の崩壊を意味した。やがてそのような小共同体社会の変容の時期がくる。諸共同体の接触するところに、自然発生的分業が発生し、私的労働が発生する。私的労働の担い手が出現する。それは互いに独立に営まれながら、しかも社会的分業の自然発生的な諸環として全面的に互いに依存しあっている。このような分業の社会では、社会的共同職務活動も特殊な集団に担われるようになる。こうして氏族制度が解体し、社会が大規模化するにつれて、小規模共同体では統一的に存在していた全体と個の関係が、公的なものと私的なものとに分裂して現れる。このように分裂した社会では、公的なものは真に公的たりえない。代表として選出された特殊な集団が公的

装いのもとに現れるのである。

このような分裂は、社会を構成する個別の人間が全体を把握する能力を喪失することによって生じる。個別の人間が、大規模化した全体を科学的に掌握する能力を回復したとき、社会的共同職務活動を特殊な集団に委ねる必要がなくなる。このような全面的に発達した個の確立を、自然権としての生きる権利の保障の内容にするのがまた、今日の課題である。社会を構成する成員が私的なものと公的なものとの分裂を克服し、個が全体を大事にし、全体が個を大事にする社会への発展が展望される。シトワイアンとは、私的と公的の分裂を克服した全面的に発達した個ととらえるべきである。

## 第二章 マルクス・エンゲルスの理論と マルクス主義者の社会主義

マルクスの考察した社会主義には、市場経済は含まれてはいない。有名な『ゴータ綱領批判』の関連する箇所の要旨をまとめてみよう。

マルクスは、それ自身の土台の上に発展した共産主義社会ではなくて、反対にいまようやく資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会、したがって、あらゆる点で、経済的にも道徳的にも精神的にも、その共産主義社会が生まれ出てきた母胎たる旧社会の母斑を、まだおびている共産主義社会について、次のように考えた。

生産手段の共有を土台とする協同組合的社会の内部では、生産者はその生産物を交換しない。同様にここでは、生産物に支出された労働がこの生産物の価値として、すなわちその生産物にそなわった物的特性として現れることもない。なぜなら、いまでは資本主義社会とは違って、個々の労働は、もはや間接にではなく直接に総労働の構成部分として存在しているからである。

したがって、個々の生産者は、彼が社会に与えたのと正確に同じだけのものを……控除したうえで……返してもらう。個々の生産者が社会に与えたも

のは、彼の個人的労働量である。たとえば、社会的労働日は個人的労働日の総和からなり、個々の生産者の個人的労働時間は、社会的労働日のうちの彼の給付部分、すなわち社会的労働日のうちの彼の持ち分である。個々の生産者はこれこれの労働（共同の元本のための彼の労働部分を控除したうえで）を給付したという証明書を社会から受取り、この証明書をもって消費手段の社会的貯蔵のうちから等しい量の労働がついやされた消費手段を引き出す。個々の生産者は自分が一つのかたちで社会にあたえたのと同じ労働量を別のかたちで返してもらうのである。

ここでは明らかに、商品交換が等価物の交換であるかぎりでの交換を規制するのと同じ原則が支配している。ここでいわれている原則とは「一つのかたちの労働が別のかたちの等しい量の労働と交換される」ということである<sup>1)</sup>。

マルクスは生産手段が社会的に所有され、直接的に社会的な労働が実現されれば、分配も商品交換ではなくなるという。「価格」は労働量を示す単位で直接表示される。ある個人が「社会に提供した労働」の一部と、ある生産物が等量に交換される仕方について、マルクスは特に提起していない。生産物と労働の交換場所が、特定の場としてあったとしても、そこは商品市場ではない。分配は生産様式そのものの一特徴であり、分配を生産様式から独立したものとみることはできない。だから市場経済と社会主義は同居できない。

これがマルクスの主張である。これまで存在した社会主義は市場を廃止し、労働量によって分配をしようとした。この試みはマルクスの上記の主張に影響されたものであることは確かである。

エンゲルスも同様に考えている。周知のようにエンゲルスは『反デューリング論』の「第3篇 社会主義 4 分配」で、次のように主張した。

「社会が生産手段を掌握し、生産のために直接に社会的に結合して、その生産手段を使用するようになったそのときから、各人の労働は、その特殊

な有用性がどんなにさまざまであっても、はじめから直接に社会的な労働となる。そうなれば、ある生産物にふくまれる社会的労働の量を、まず回り道をして確かめるには及ばない。平均的にどれだけの社会的労働が必要かということは、日々の経験が直接に示してくれる。蒸気機関1台、最近の収穫期の小麦1ヘクトリットル、一定品質の布100平方メートルに、どれだけの労働時間がふくまれているかを、社会は簡単に計算することができる。だから、そのときになれば生産物に投入された労働量が社会には直接にまた絶対的にわかっているのに、その後もあいかわらず、以前には便法としてやむをえなかった、たんなる相対的な、動揺的な、不十分な尺度で、すなわちある第三の生産物でそれを表現し、その自然的な、十全な、絶対的尺度である時間で表現しないなどということは、社会にとって思いもよらないことである。……社会は、100平方メートルの布の生産に、たとえば1000労働時間を要したという簡単な事実を、この布は1000労働時間の価値をもつなどという、的はずれの、無意味な仕方では表現することはないのであろう。……社会は、生産手段——これにはとくに労働力もはいる——におうじて生産計画を立てなければならないであろう。けっきよくは、種々な使用対象の効用が、——それらをたがいに比較秤量し、またそれらの生産に必要な労働量とも比較秤量したうえで——生産計画を決定するであろう。人々は、高名な『価値』の仲だちによらないでも、万事をしごく簡単にやっていくであろう。』<sup>2)</sup>

ここから社会主義社会では生産手段が社会的に所有されていること、労働時間を基準にして権利が実現されること、それは市場経済ではありえないこと、労働量によって生産が計画化されていることがよみとれるし、マルクス主義者はそのように理解してきた。

さらにマルクスとエンゲルスは資本主義の発展と恐慌との関係をとらえ、すでに1848年に社会主義の現実の土台が準備されていると考えていた<sup>3)</sup>。そのような情勢判断にたつて、権力を握ったプロレタリアートが一般的にと



るのであろうと、かれらが『共産党宣言』で示した具体的政策は次のようなものであった。

1. 土地所有を収奪し、地代を国家の経費にあてること。
2. 強度の累進税。
3. 相続権の廃止。
4. すべて亡命者および反逆者の財産の没収。
5. 排他的な独占権をもった、国家資本による単一の国立銀行をつうじて、信用を国家の手に集中すること。
6. 全運輸機関を国家の手に集中すること。
7. 国有工場と生産用具を増大させること。単一の共同計画によって土地を開墾し改良すること。
8. 万人平等の労働義務。産業軍、特に農耕産業軍の設置。
9. 農業経営と工業経営を統合すること。都市と農村の対立をしないで除去するようにつとめること。<sup>4)</sup>

もう少し時代が下がって1872年に、マルクスとエンゲルスは『共産党宣言』のプロレタリア革命のこの課題について次のように言う。

「第2章の終わりで提案されている革命的諸方策については、決して特別な重みはおかれていない。今日ならば、この章句は多くの点でちがった言い方をすべきであろう。……特にコンミュンは『労働者階級は、既成の国家機関をそのまま奪い取って、それを自分自身の目的のために動かすことはできない』という証明を提供した……。」<sup>5)</sup>

とはいえ、ここにも土地の国有、工場の国有、銀行の国有という主張がみられる。

これらの主張からマルクス主義者は、社会主義社会の実現のためにプロレタリアートの独裁が必要であり、生産手段の国有化が必要であると理解した。

これまで存在した社会主義社会は、基本的にこの原則を実現しようとしてきたことに間違いはない。これは明らかにマルクスやエンゲルスの主張の影響であった。

一方、マルクス主義者のなかでレーニン注目すべき見解を残している。レーニンは、ロシア革命成功直後まで、プロレタリアートの独裁のもとで市場経済を廃止し、生産手段を国有化することによって、直ちに社会主義社会へ移行すると考えていた。しかし現実の闘争のなかで、その誤りにレーニンはいち早く気がついた。かれは1921年10月29日の「第7回モスクワ県党会議」で、「既存の資本主義的關係の基盤」にたつて、「自由な商業」を振興しなければならないと主張した。ロシアは社会主義を「めざして」闘わなければならない現実にあることを知ったのである。その期間もかなり長いものになると言った。そして社会主義を実現した先進資本主義諸国が、ロシアを助けにきてくれるまで生き延びていかなければならないと主張した<sup>6)</sup>。レーニンが自由な商業の展開とプロレタリアートの独裁をどのように両立させようとしていたか知る由もない。当時レーニンが提起していた問題の重大な意味に、後の革命家たち、理論家たちが気がつかなかったのは、ドグマティックな思考様式におちいていたためである。

### 第三章 社会的評価

一方、資本主義世界のなかで商品としてではなく、財の使用価値の実物的評価がすでに現実のものとして試みられ始めている。それは人権思想の発展と深く関わっている。自然権の思想は水平的正義と垂直的正義の実現をめざした。しかし、それを実現するためには、人間らしく生きる権利、教育を受ける権利、健康を享受する権利、働く権利等の社会権を、社会がみとめることが必要である。これは諸個人の競争の条件を、より平等にしようとするものであった。「市場の失敗」によってもたらされた状況が、民衆の人権意識

の高揚をもたらし、政府の公的性格を強化し、政府の介入によって、より公正な立法・行政・司法の監視のもとにおける市場経済へと転換を余儀なくされてきた。その過程で公共財、公共サービスの社会的評価、社会的費用、社会的便益という考え方が注目されるようになった。商品としての市場評価の背後にある使用価値の社会的評価と言ってもよい。池上氏は次のように言う。

「この評価は、環境汚染や科学技術についての知識と法が保障すべき人権に対する関心を基礎とし、契約は取引される財やサービスについての科学的知識を媒介として財やサービスの潜在的能力を評価させる。」<sup>7)</sup>

「社会的評価は、私的な売買活動の評価しない各種の潜在力をみだし、財の売買活動の背後にどのような科学・技術の開発と利用の可能性があり、人体や環境や資源への影響はどのようなものか、ある財を供給した人の才能はどのようなものか、財の輸送にともなって、交通機関の周囲の土地利用や環境はどのように変化するか……。」<sup>8)</sup>等々を評価する。

このような評価にあたり、自然と人間の共存という評価基準が重視される。ここでは私的欲求が高度化され、自己実現と社会的評価が接近する。また、私的評価をするにあたって、社会的評価を参考にする。社会的費用と社会的便益を内部化することが可能になる。

こうして各人にたいし自己実現しうる平等な機会を保障し、他方で、財の使用価値を享受する個人が、その能力の発達を媒介とした自己実現をはかっていく。このような社会的費用と社会的便益という考え方のなかには、財の使用価値の社会的評価に重点をおき、商品価値を参考にするという思考様式が現実化していることが示されている。

最近、公共投資のプロジェクトの経済効果や環境への影響については、事前の評価が行われるのが通例になっている。このような動向の背後では、実物的評価のために金銭的評価を利用するというかたちで、生産物やサービスを評価することが始まっている。

以上のように主張して池上氏はさらに次のように言う。

「商品・貨幣経済の基礎が発展して、貨幣単位による計算が可能となると  
いう条件の下で、生活者が生活者として健康を回復し、自然の環境を享受  
しようとするかぎりには、医療費や河川浄化の費用が計算できるだけでな  
く、事業に際して事前にこれらを評価することが必要となる。ライフ・サ  
イクルを持つ人間、つまり生活者の立場よりみて実物的・金銭的に社会的  
費用は計算しうるものであり、しなければならないものとなる。近代医学  
や土木工学の一定の水準を前提すれば、かかる計算は容易であろう。この  
計算の上に、それまで不明であった社会的費用は公然と姿を現す。」<sup>9)</sup>

「かかる計算と評価は、機会費用の計算方法を用いれば技術的に計算が可  
能になるとともに、計算結果は情報として社会に広がる。そして健康の増  
進という形の自己実現をはかろうという人々は、環境影響評価制度を公共  
的なものとして支持し、それに合意をあたえる社会の多数者があらゆるレ  
ベル——コミュニティ・企業・地方団体、そして中央政府等々——におい  
て意志決定過程に参加することを要求し始める。いわば科学的根拠にもと  
づく計算と、民主主義的意志決定のシステムが発展する成熟社会にあっ  
て、はじめて、社会的費用は十分に評価され予算における意志決定にいか  
されることとなるのである。」<sup>10)</sup>

さらに池上氏は「固有価値」論を提起している。マルクスは「疎外された  
使用価値」をもっぱら研究し、疎外された使用価値と疎外からの回復を担う  
使用価値の相違を検討するにいたらなかった。人権ルールを前提とした価値  
論と人権ルールを前提しない「疎外状態を前提した」価値論の区別が重要に  
なっている。固有価値とは「消費者の人間としての発達欲求に導かれて、素  
材の持つ本来の性質を活かしつつ人間の発達に貢献しうる生産活動を設計し  
て財などを供給する世界の財のもつ使用価値」<sup>11)</sup>であり、人権ルールを尊重  
した使用価値であると主張されている。

以上の研究は、社会主義社会が成立し、市場が廃止されることによって、

はじめて価値による生産物の評価が廃止されるのではないことを明らかにしている。生産の社会化が進展するにつれて、資本主義社会のなかで、すでに商品としての物の存在の否定と財の使用価値の社会的評価が始まっている。マルクスやエンゲルスは、生産手段が社会的に所有された社会主義社会で財の社会的評価は簡単にできると主張した。しかし、実際は資本主義社会のなかでそのような評価が発展してくること、そしてその評価はそれほどたやすいものではないことを示した。それは、生産の社会的性格の認識能力を、一人一人の人間がいかに身につけるかということと関わっている。科学的思考様式がすべての人間の共同財産になることなくして、使用価値の社会的評価は不可能である。長期的展望においてマルクスやエンゲルスの主張は正しいが、生産物に含まれる労働の量を基準にした計画経済システムが、生産手段を国有化することによって直ちに現実化するものではないことを歴史的経験は示した。そのようなシステムには、人権を尊重した政治的民主化が不可欠なのである。

#### 第四章 経済計画化の可能性の出現

ケインズの提唱した国民経済計算という考え方は、一定の経済の計画化の可能性を提起した。いわゆる「社会主義」が実行してきた計画化とそれは異なる。しかし、国家が計画の中心に座るという点で共通する。国家機構は世界市場で活動する巨大企業の要求にそって政策を実行せざるをえない。国家機関の担わなければならない、あるいは国家機関にしかできない任務が多数現れる。国家機関は肥大化し、官僚集団が増大し、国家行政の専門化が進む。と同時に国民の多数の生活改善要求は軽視される。その結果国家の公共性は相対的に失われ、肥大化した国家機関が巨大企業に私物化され、国家機構そのものの統一性が破壊され、政・官・財の癒着が進行する。こうしてケインズ主義のもとで「政府の失敗」が現実の問題になった。いまやモネタリ

ストは、再び自由放任の政策を訴え、ケインズ主義からの脱却が試みられている。

しかし、ケインズ主義はどのような背景のもとに現れたか。

1920年代は、市場メカニズムと金利の調節による景気の操作が可能であるというハイエク等の主張が支配的であった。ところが1929年の世界恐慌が起こった。これはまさにロック、スミス、ミル、ベンサムの流れを受け継ぐ、自由競争がひきおこした「市場の失敗」であった。この失敗は、労働者階級の圧力が主要な原因で生じたものではない。この失敗の結果、ブルジョアジーの存在は、もはや社会と相いれないというように現象しなかったことも確かである。しかし、ブルジョアジーの在り方に大きな手直しがくわえられ、その階級の存立条件を大きく変えざるをえなかった。そうしなければブルジョアジーは生きていけなくなった。世界市場を土台としての生産力と、それまでの資本主義的生産関係そのものがブルジョアジー自身に強烈な打撃を与えて、それ自身の存亡の危機にいたらしめた。こうしてケインズ主義が登場するのである。基本的人権が社会権を含めたものとして、その内容を発展させてきたのもこの時期である。ケインズ主義は、資本主義的生産関係が歴史的につくりだした生産の社会化の必然的産物であった。

『共産党宣言』は「近代的労働者は産業の発展とともに向上するどころか、自分自身の階級の生存条件以下にしないで沈んでいく。労働者は窮民となり、貧困は人口と富よりも急速に増大する。ブルジョアジーがこれ以上社会の支配階級としてとどまりえず、自分の階級の存立条件を規制的な法則として社会に強制できない」<sup>12)</sup>ときがくると予測している。歴史の現実をみると、ブルジョアジーにたいするこのような決定的打撃は、1929年恐慌として現れた。この恐慌は『共産党宣言』の予言がまさに正しかったことを示していた。ところが、それは各国別のプロレタリア革命にはつながらなかった。たしかに「社会主義」国がすでに存在し、かつてとくらべものにならないほど労働者の力も強力になってはいた。しかし、1929年の経済恐慌がブ

ルジョアジーに与えた打撃のほうが、より根底からの資本主義的生産関係への打撃であった。

この時期、各国の労働者やその組織は、労働者の力が強まっているとみだし、一国別の社会主義革命のチャンスとみた。一方でスターリンの国家社会主義も一定の発展の可能性を現実に示していた。ブルジョアも自分たちの支配の一国別の危機として、自己の権力の強化に邁進した。一国別の社会主義のこれ以上の発展を阻止しようとした。

このような時代をへて再び自由な競争にもとづく市場経済にもどそうとする努力が資本家によって試みられている。しかしそれは歴史的な逆行であり、犯罪的ですらある。マネタリストの政策は、社会的生産が大規模に行われるようになっていく時代の生産を、特定の私的グループにいかによりに機能させるかという点に主眼がおかれている。つまり、社会的富の不公平な分配を、詐欺的に展開する政策である。

したがって、ケインズ主義のもたらした失敗を「政府の失敗」として位置づけ、官僚主義的非能率の克服と公共部門の在り方を再検討すべきである。そのために、情報を公開する、知る権利を発展させる、政治と行政の利権化を阻止する、納税者主権の徹底と租税システムの安定化をはかる、憲法ルールの重視、インフラストラクチュアの総合的整備のための参加と分権の促進、地方財政政策の重視、公平な税制の実行、社会的評価による費用と便益計算、協同組合等の自主的財政組織の発展、より内容を深められた人権の尊重という方向での改革がなされるべきである<sup>13)</sup>。

ケインズの所得の流れを中心に据えた計画化ではなく、財政によるインフラ整備を媒介にした個人の諸機能の発達と自己実現を中心とする計画化の実現をはかるべきである。これは搾取のない社会への発展である。国家機関を真の公共機関に転化させることである。

マルクスやエンゲルスは社会主義権力のもとで計画経済が可能になると考

えた。しかし、現実には資本主義社会で生産が社会化され、資本関係が全社会をとらえると、計画経済が不可欠なることを示した。もちろんその計画はブルジョアの計画である。ブルジョアの計画経済を民主化することによって社会主義的計画化に転化する展望がひらけてきた。しかも一国別の計画化は人権を保障することが難しい。帝国主義的干渉は計画経済を不可能にする。国際社会の民主化と世界的規模の協力と計画が、各国の経済計画化に不可欠である。ここでもマルクスやエンゲルスの主張が長期的にみれば正しいことが証明されている。しかし、かれらの考えた道筋とはかなり異なった道筋を、社会主義的計画化がたどることも明らかにされた。

## 第五章 搾取のない社会

資本主義的生産は労働の搾取・被搾取の関係であることを、マルクスは科学的に明らかにした。このような不当な生産関係は人類社会に永久的地位を決してしめることはできない。それは、奴隷制や封建制が崩壊し、歴史の博物館に放り込まれていったと同じ運命をやがてたどるのであろう。しかし、資本主義的生産関係は、人間が生産手段を直接的に所有する関係を世界中で変革し、多数の人間を生産手段との直接的関係から切り放した。そして人間たちを資本関係の網の目のなかに結合するにいたった<sup>14)</sup>。この資本関係は二重の構造を持っている。一つは、それぞれの国家の領域のなかに形成される資本関係であり、もう一つは、各国の国内資本関係と密接な関係を持ちながら形成される国家の領域を越えた地域的・世界的資本関係である。

通常、資本家階級とは、直接的に生産手段を所有し、労働者を雇用する階級を言う。しかし、現代における資本家階級の主流は、生産手段の直接的所有者ではない。資本関係の在り方を決定する権限の所有集団が資本家集団を形成している。この集団は、経済界・政界・官界を含む広範な分業集団として、資本主義世界に、世界的規模で、あるいは国境を越える地域的規模で、



また一国的規模で君臨している。その政策決定の主要な原則は利潤追求である。

この政策決定の原理を、企業の社会的責任や国民生活の充実・人権の尊重と人間の共存を重視した決定に変化させるためには、労働者階級の経営参加、政府の民主化、官僚にたいする国民の監視力の向上等が必要とされる。このような諸力が発展し、資本関係の決定権を資本家集団から奪い、上記のような、より公的政策を行使する集団が決定権を握ることによって、資本関係の衣の下から相互依存の社会関係が姿を現す。資本主義社会のなかで、このような社会へと進まざるをえない力が日々形成されている。つまり資本主義社会の民主化によってシトワイアン<sup>15)</sup>の共同社会がその姿を現すのである。

資本主義社会を社会主義社会に転化させるためには、生産手段の社会的所有が不可欠であるとマルクス、エンゲルスは主張した。

「これまで労働手段の所有者が生産物を取得したのは、その生産物が通例彼自身の生産物であって、他人の補助労働は例外だったからであるが、いまでは、労働手段の所有者は、生産物がもはや彼の生産物ではなく、もっぱら他人の労働の生産物であったにもかかわらず、それを取得し続けた。こうして、生産物は、いまでは社会的に生産されるようになったのに、それを取得するのは、生産手段を実際にごかし、生産物を実際につくりだした人々ではなく、資本家であった。生産手段と生産とは本質的に社会的なものになった。だが、それらは、個々人の私的生産を前提とする取得形態、したがって、各人が自分自身の生産物を所有し、それを市場にもちこむ場合の取得形態に従わせられる。生産様式は、このような取得形態の前提を廃止するにもかかわらず、この取得形態に従わせられるのである。」

社会的生産と資本主義的取得の矛盾について、マルクス・エンゲルスはこのように考え、さらにこの矛盾を解決するには、生産手段を社会的に所有するしかないというのがかれらの主張であった。これにより社会的生産の無政

府状態ではなく、全社会および各個人の欲望に応じた生産の計画的な社会的規制が現れてくる。それとともに、現代の生産手段の本性そのものに基礎をおく生産物の取得様式が現れる。すなわち、一方では、生産を維持し拡大するための手段としての直接に社会的取得、他方では、生活・享楽手段としての直接に個人的な取得が現れる。そのためにプロレタリアートは国家権力を掌握し、生産手段をまずはじめに国家的所有に転化すると言うのである<sup>16)</sup>。

マルクスとエンゲルスは『共産党宣言』において、ブルジョアジーにたいするプロレタリアートの闘争は内容的にはそうでなくとも、形式的にはまず一国的であり、各国のプロレタリアートは当然まず自国のブルジョアジーをかたづけなければならないと主張した<sup>17)</sup>。

マルクス主義者が、社会主義革命は一国別に実現されると理解してきたのは、かれらのこの主張の影響でもある。マルクスもエンゲルスも一国別にブルジョアジーを倒し民主化することによって、社会主義への道が切り開かれると考えていた。

しかし、これまでの歴史的経験は、一国別に社会主義社会に移行することが、きわめて難しいことを示している。というのは、帝国主義的包囲と干渉が真の民主主義の実現を徹底的に妨害するからである。非民主的独裁政治を倒し、ソビエト・東欧諸国をモデルとして社会変革をめざした発展途上諸国の革命勢力は、ことごとく挫折し、新たな社会の建設の方向を模索するなかで、改めて民主共和制に注目し始めている。

## 第六章 革命的移行期の問題

パリ・コミューンの経験をふまえて、マルクスはプロレタリアートのディクタトゥーラの必要を説いた。社会主義社会への過渡期に、旧国家機構を民主的制度に変革するプロレタリアートのディクタトゥーラが不可欠だといっているのである。それは資本主義社会と共産主義社会とのあいだの革命的転化の時

期に照応する政治的過渡期の「政治的形態」であった。そしてこの時期はかなり長期にわたるものと考えられていた。マルクスは「真実に民主主義的な諸制度の基礎」を提供したコミューンと「本質的に労働者階級の政府」とを同じものとして考えていた。パリ・コミューンは本質的にみてプロレタリアートのディクタトゥーラの政治形態であった。コミューンは、ユートピアを実現しようとしたのではない。資本主義社会それ自身がはらんでいる新社会の諸要素を解放したのであった。資本主義社会が「それ自身の経済力 (ECONOMICAL AGENCIES) によって否応なしに目指している」より高度な社会を完成するには、「長い闘争を、——外部状況と人間とを転化する一連の歴史的過程を、経なければならないこと」をコミューンは知っていたとマルクスは言う<sup>18)</sup>。

反革命勢力と外国の軍事的協力によって、パリ・コミューンは短期間のうちに崩壊させられた。したがって「真の共和国」としてのプロレタリアートのディクタトゥーラが、人民主権を維持しながら、反革命と長期にわたりあう経験を残すことができなかった。こうして、マルクスの言うコミューンのたんなる付随物であった「真実の共和国」が、革命政府によって人民主権の民主共和制として維持されうるかどうか、疑問のまま残された。

20世紀にはいり、民主勢力はしだいに力をつけ、権力を長期にわたって掌握する能力を獲得してきた。ロシア革命はそのことを現実に示した。革命勢力が長期にわたり権力を維持することができるということは、たえず反革命に内外から脅かされるということでもある。このこともこれまでの現実の歴史が、事実によって我々に示している。

ソビエトは、約70年にわたる反革命策動のなかで変質し、ついに崩壊した。キューバ革命は、1959年以來30年以上にわたってアメリカ帝国主義による破壊活動にさらされている。ベトナム革命は、アメリカ帝国主義による世界史でも希有の攻撃にさらされた。チリ革命は、アメリカ帝国主義に支援された反動的軍人・ピノチェトの指揮する軍事クーデターによって血の海に

沈められた。ニカラグア革命もアメリカの支援するコントラの破壊戦争に最後まで苦しめられた。グレナダではアメリカの軍隊が何をしたかすら明らかにされていない。

しかし、そのような反革命の攻撃にも耐えて、革命を実現した勢力が、かなり長期間にわたり権力を維持し、生き延びていくだけの力を持ちはじめてもいるのである。ここに革命勢力の考えなければならぬ新たな問題が提起されてきた。スターリン主義の国家社会主義の影響があって、これまでこの問題はあまり考えられてこなかった。

それは次のような問題である。

社会主義、つまり真の民主主義をめざす革命政府の諸改革を、内外から破壊しようとする策動がたえず続けられる。したがって、長期にわたり人民主権の政治形態に移行することを阻止される。反革命勢力の内外からの攻撃に対処するために、革命政府は自由権さえも制限しなければ生き延びることができない。

一方、革命政府をとりまき、反革命を指導する先進資本主義諸国は、たとえおしゃべりの場としての議会主義であろうと、議会制度を維持し、反体制の政党活動を保障している。様々な問題をかかえているとしても民主共和制の外観を保っている。

こうして民主主義をめざす勢力が、あたかも独裁的で自由を否定しているかのごとく描き出され、民主主義を阻止しようとするものが民主的に描き出されるという対称化が、反革命の有効な手段となっている。いまや「民主主義と人権擁護」が現代帝国主義政策の特徴になるのである<sup>19)</sup>。

ここには、過渡期革命政府と民主主義との関係はいかにあるべきかという問題が提起されている。この点について、パリ・コミューンが提起していた大事な問題をマルクスは見逃していると杉原氏は言う。

杉原氏は、フランス革命の時、すでに提起されていた民主主義をめざす統治形態を三つあげている。

1. ロベスピエール型＝少数独裁論である。革命政府は人民の支持を不可欠とする。しかし人民の支配を必要としない。少数の有徳の士による指導によってのみ革命は成功する。社会の救済のために必要とされていることを現実化する能力を人民はもっていない。きまぐれとか部分的で無思慮な運動によって社会を救うことはできない。人民は崇高なものであるが個人は弱い。総体としての人民は自治の能力をもたない。政治運動・革命運動は一つの結集点を必要とする。人民は、革命政府に革命の趣旨にそって進むように要求することができるだけである。
2. ヴァルレ型＝人民独裁論であり、徹底した人民主権論である。いかなる革命政府も人民主権の原理を貫徹しなければならない。命令的委任としての代表制をとる。人権の完全な保障。いかなる革命政府もただちにこれらの任務にとりかからなければならない。
3. バブーフ型＝過渡期革命政府論。旧体制を打倒したのち、直ちに人民主権にもとづく新憲法原理の立憲政治を全面的に実施することが、時間的・物理的に不可能であるだけでなく、反革命に効果的に対処しつつ、反革命の根源となる諸制度を改革し、反革命の生まれてくる余地の無い新しい制度を樹立しなければならない。人民主権を直ちに全面实施することが不可能である以上、状況との関係で可能な限り人民の意志にしたがって、革命の諸課題を処理していく。民衆に働きかけ、それに情報、革命理念、および組織性を与える革命中枢を用意しつつ、状況との関係で可能なかぎり「人民主権」の原理に依拠する議会独裁の構想である。民衆による革命政府担当者の任命、革命政府の基本任務を定める「基本デクレ」の民衆による制定、おそくとも一年以内に「基本デクレ」の執行状況の全国民にたいする報告、同デクレに反する革命政府構成員の有責性、民衆の蜂起と上のような革命政府の任務につきその準備をする革命の中枢部の形成。<sup>20)</sup>

マルクスもエンゲルスもレーニンも、プロレタリアートのディクタトゥー

ラについては論じたが、権力奪取を中心とする革命的闘争期の上記の革命政府の在り方とプロレタリアートの独裁との関係を積極的に論じていないと杉原氏は指摘する<sup>21)</sup>。

マルクスは「コミューンは、代議体（パリアメンタリー・ボディー）ではなく、執行権であって同時に立法権をかねた行動体（ワーキング・ボディー）であった」<sup>22)</sup>とパリ・コミューンを立法権と執行権をかねそなえた体制としてみている。しかし、反革命の厳しい攻撃にさらされたコミューンのなかに人民主権と政府形態の在り方をめぐって分裂が生じていた。その結果、コミューンから選出された公安委員会が結成され、それに全権が委任された。1871年5月1日のことである。アルノルドやロンゲのコミューン代議員の少数派は、人民主権が放棄され、少数独裁政府＝公安委員会がコミューンの上に形成されたと批判して、コミューンから有権者のもとにもどると宣言した。

この問題はフランス革命期に争われ、19世紀に受け継がれたジャコバンの少数独裁論とサン・キュロット的人民独裁論の抗争の問題であると杉原氏は主張し、これにマルクス、エンゲルス、レーニンが注目していないと言う。

特に杉原氏は、レーニンの主張を検討し、プロレタリアートのディクタトゥーラにおいては市民憲法的な財産権、営業の自由、雇用の自由は否定または抜本的制限が前提され、参政権、自由権も例外的制限が肯定されたことに注目する。これにより「搾取者、人民の抑圧者の暴力的抑圧、すなわち民主主義からの排除」が主張され、資本家階級が存在しない社会主義社会ではじめて参政権と自由権の制限は不要になるとされた。ここで不足しているのは、市民の権利保障の在り方の提起であったと杉原氏は言う。人民主権の国家構想は、可能な限り人民の人権保障の問題でなければならないのである。

マルクスが『フランスの内乱』で論じた「プロレタリアートのディクタトゥーラ」とは人民主権の政府形態であった。パリ・コミューンが公安委員

会をつくったことが人民主権に反するかいなかについてマルクスが論じていないことは確かである。しかしそれは、人民独裁の一般的形態として、ついに発見された政治形態を論じるうえで重要な問題ではない。

残された問題は人民独裁の具体的政治形態である。これについては、具体的現実在即して論じる以外にはなく、マルクス、エンゲルスが論じなかったとしても無理はない。公安委員会の成立がどんな意味を持ったのかを検証するすべがなかったからである。

杉原氏はフランス革命期における諸経験から次の三つを結論として引き出す。

1. 権力原理として徹底した民主主義を求める「人民主権」の提起。
2. 民衆解放の革命期には、革命政府は人民主権からの逸脱を一定程度認められなければならない。
3. しかし、いかなる革命政府も人民主権との断絶を許されない。可能な限り人民主権の原則に依るべきである。<sup>23)</sup>

こうして、民衆解放をめざす革命政府は、立憲政府と区別されるべきであると杉原氏は考える。反革命に効果的に対処するために、革命政府は必要最小限の人民主権の制限を許容される。そして革命政府は立憲主義へと導いていかなければならないのである。つまりバブーフ型の過渡期革命政府を考えている。

しかし、現代の問題は、バブーフ型の政府形態をいつまでも維持し続けなければならない、真の共和国への移行ができないというところにある。ロベスピエール型の独裁は論外である。ヴァルレ型は不可能である。そして現代の先進資本主義諸国の「民主制」にくらべてもバブーフ型の過渡期革命政府が反人民的であるとすれば、帝国主義諸国に包囲された旧植民地・従属諸国の民主主義革命は不可能なのであろうか。

## 第1節 民主共和制の実体

先進資本主義諸国の民主共和制は、自由権中心の人権保障体制である。立法院によって決定された意思の執行に、司法・行政を限定する制度としての権力分立の制度である。議会、議員が有権者の意思から独立して国家意思を決定する国民主権の立場をとる。人民主権では、国民代表は命令的委任の立場におかれているが、国民主権では代表的委任の立場にたつ。

国民主権にもとづく民主共和制のもとでは、「国民」はそれ自体として、自然的な意思決定能力を持たないと見なされている。主権の行使は自然人からなる「国民代表」とその意思決定を執行するものに委ねられる。主権の所有と行使が分離されている。主権は全体としての「国民」に不可分のものとして専有されているから、その個々の成員は主権を分有するものではなく、その行使に参加する固有の権利を持たないのである。

このような民主共和制の問題点は、たとえば日本の政治において典型的に現れている。権力を掌握することが、巨額の賄賂を手にする道である。金権政治家であればあるほど、国会議員の地位から追放することは難しい。これらの政治家は、有権者の60%の投票で選出される。地方選挙などでは投票率が、20%、30%ということさえある。かれらは平気で選挙公約を破棄する。選挙直後に、当選した議員が党籍を変更する。政党の指導者は、党員の合意や国民への説明もなく、党の綱領や政策を突然変える。

このような国民主権にもとづく民主共和制は、資本家集団の利益を擁護し、「国民」の多数を構成する賃金労働者を搾取し支配する政治形態として最適である。そしてあたかも法人企業が主権者のごとくに現象する。「法人資本主義」と言われるゆえんである<sup>24</sup>。

このような政治形態は、新たな民主化を必要とする。そして「真実の共和制」に変革されなければならない。このような民主化こそ、先進諸国が今まで経験したことのない政治的課題になっている。この民主化の過程は、過渡



期革命政府の樹立による民主革命として実現されるのか、それとも人民の政治的力の強化により、過渡期革命政府の形成なしに、国民主権の政治体制のもとで、徐々に構造改革を積み重ね、国民主権の体制から、人民主権の体制へと転化していくことになるのか、現時点で予測することは不可能である。

しかし、第二次世界大戦後の歴史は、国民主権の政治形態から、人民主権の政治形態への転化の在り方について、いくつかの重要な教訓を残している。

## 第2節 チリ革命の経験

政治的不安定が続き、民主共和制を維持することが困難な中南米諸国のなかで、比較的長い間、チリは民主共和制を維持してきた。それは、社会主義をめざす社会党や共産党の結社の自由・政治参加の自由を保障してきた。その結果、1970年の大統領選挙で社会主義をめざすアジェンデが勝利し、合法的に大統領に就任することになった。

しかし、カルロス・プラッツは、この民主共和制をマルクス主義者や社会主義者が権力へ接近することはないということを前提にした「条件付き民主制」であったという。条件付き民主制では「ブルジョアが執行権力を失う場合、どんな意味でも合法性はない」し「そのような民主制では、自由主義体制が維持されている間だけ政府の体制は合法的なのである」<sup>25)</sup>とプラッツは言う。

またリカルド・ラゴスは次のような教訓をチリ革命の経験から引き出している。

1. 社会主義建設には国民的合意が不可欠である。その合意形成に国民的なものと民主主義が要求される。国民的なものとは多数による決定ということである。人民的なものが国民的なものではない。国民的なものこそ人民的なものであらねばならない。これがチリ革命からの第一の教訓

であった。

2. プルーラリズムの確保。右翼・中道・左翼の共生できる体制でなければならない。誰も脅えることなく、誰も自分の国を追い出されてはならない。
3. 国民的平等のシステムを保障する国家の役割を重視しなければならない。国家と政府は人民に奉仕する機関である。栄養失調で死ぬこどもがいる民主主義はない。教育を受けることのできない若者のいる民主主義はない。失業者のいる民主主義はない。一部の人々に人間的に生きることを体制的にゆるさない民主主義はない。
4. 外国への経済の開放を規制すべきである。国民の生産活動の必要な保護と国際経済の選択的導入を結合すべきである。そのため教育制度・健康・輸送の改善・自然資源の保護が必要である。
5. 国の進むべき道についての国民的自主的決定権の強化が必要である。国家の行動はすべてのチリ人に応えるものでなければならない。
6. また、社会組織が政党から自立していることも重要である。このことは民主主義にとって不可欠である。このような自主的組織の強化は民主社会への接近を意味する。社会組織の自主性の強化と政党によるその自主性の尊重が大事である。<sup>26)</sup>

簡単にまとめると、これがリカルド・ラゴスの引き出した教訓である。しかし、ここに言われているような多数の国民的合意をつくりだす道筋については全く触れられてはいない。それについてチリ革命が残した教訓こそが肝心の問題ではないか。

アジェンデ政権の崩壊は、その点について次のような教訓を残している。

第一は、民主主権にもとづく民主共和制の枠のなかで、人民主権の民主共和制へ、過渡期革命政府の形成なしに移行しうる可能性を示した。民主共和制の維持には、法にもとづく利害の調整が不可欠である。アジェンデの「人民連合」は、合法的利害調整に努力しつつも、民主主義の課題と社会主義政

策とを区別していた。リカルド・ラゴスも言うように、当時は人民的なものが国民的なものであった。たとえ圧倒的多数の支持がなくとも、民主勢力が「人民的なもの」と考えた政策を強制することが民主主義の発展と考えられた。そのために圧倒的多数の支持を欠いたまま社会主義的と考えられた政策を強行することになった。その結果、国民の確固とした民主主義への支持を獲得することのないまま、国民全体のなかに社会主義政策をめぐる対立の激化をひきおこしてしまった。このことが反革命勢力に非合法闘争の場を提供し、民主勢力との対決を激化させることになった。これは民主的国民的多数派の形成を困難にした。

第二は、軍隊の問題である。チリの民主勢力の30年余の闘争の偉大な成果として、立憲主義的軍隊の存在をあげることができる。この立憲主義の維持に失敗し、ピノチェトの出現をゆるしたところに、アジェンデ政権の失敗があった。民主共和制は、非合法的暴力活動の阻止なしには存在しえない。これは第一の問題と密接に関わっている。チリの軍隊の立憲主義はかなり強固な基盤を持ち、ピノチェトのクーデターにいたるまでの陰謀は、きわめて困難な状況のなかで行われていた。国民が「人民連合」の民主主義に確固とした信頼をよせ、圧倒的国民の支持のもとに徐々に前進していたら、軍人の立憲主義の思想は一層強化され、一般兵士の立憲主義支持の姿勢も強化されたであろう。しかし事態はそのようには進んでいなかった。軍人たちは、人民連合内の意見の対立にうんざりし、確固とした多数の支持によらない改革の推進にたいする反革命派の非合法的破壊活動や暴力行為、それにたいする人民連合派の反撃による社会不安の増大にたいし、軍指導部も一般兵士も不安をつのらせていた。ここにクーデター派のつけいる隙ができた。こうしてチリ人民は立憲主義的軍隊という貴重な財産を失うことになった。軍隊の立憲主義を再建することなしに、ラゴスの言う国民的多数派の形成など夢物語である。ピノチェトを軍司令官として君臨させている民主共和制は、「条件付き民主制」以外のなにものでもない。

人民連合は「条件付き民主制」を真の意味の民主共和制に変える方向へ一歩踏み出した。それは過渡期革命政府ではなかった。国民主権的共和制の枠内で、人民がより自由を求めて闘いを進め、人民主権的共和制の傾向を平和的に強化することができるということを、チリの経験は我々に示したのである。プラッツ將軍はそのことを理解していないように思う。だから自分が立憲主義的將軍としてはたした役割の重要性についても正確につかむことができないでいる。かれが人民連合に抱いている不信感が、まさにアジェンデ政権崩壊の原因であった。

第三に、アジェンデ政権当時、政党をはじめとし、社会的諸組織の自立性と自律性の尊重が不十分であった。チリ共産党はソビエト共産党と密接な関係を持っていた。キューバとの関係を持つ勢力もあった。一方、反革命勢力はアメリカ帝国主義の積極的支持をえて活動した。このような状況は民主共和制を不可能にする。外国勢力との関係あるいは外交政策は、公開されていなければならない。圧倒的国民の支持による民主的で自主独立の立場にたつものでなければならない。

第四に、チリ革命はブルーリズムと市場経済をつうじて社会主義への移行を考えていた。これはソビエトのNEPを越える新しい実験であった。クーデターで中断させられたとはいえ、人民主権と市場経済の結合とその発展の可能性を我々に示していた。

### 第3節 ニカラグア革命の経験

ニカラグア革命は、穏健派から左翼までの多様な反ソモサ組織を含み、自然発生的大衆的反独裁の動きをも巻き込んで進展した。武装闘争から大衆的蜂起にいたる様々な勢力の反ソモサの20年にわたる闘いにより、ソモサ独裁に終止符をうった革命であった。サンディニスタ民族解放戦線=FSLNはそのなかで最終的にリーダーシップを握った。こうしてサンディニスタのリーダーシップのもとで、ニカラグアには過渡期革命政府が成立した。

サンディニスタはニカラグア人民のための新しい政治・経済秩序を作り上げようとした。最初から社会主義経済と市場経済の混合経済をめざした。政治的にはプーラリスモ、外交的には非同盟をかかげていた。

しかし1980年に成立したアメリカ合州国のレーガン政権は、ニカラグア革命に干渉し、その援助する反革命組織コントラの反革命戦争との闘いを、ニカラグアの過渡期革命政府は余儀なくされていった。闘いは長く困難を極めたが、その間にニカラグアの社会建設の方針をめぐって様々な議論が行われていた。崩壊状態にいたった経済を立て直すために、和平交渉に努力し、サンディニスタ独特の経済政策にとりかかり始めたのは1989年であった。それは生産力をゆっくりと長期間にわたって発展させること、社会的部門を金融、外国貿易、戦略的部門の国有企業に限定し、経済余剰を社会化すること、都市や農村の中小企業を保護・育成し、輸出用生産物の新しい市場を開拓すること、国民の参加を拡大し、軍隊の生産活動への動員をはかることなどを中心として、社会主義への移行を準備する闘いと考えられた<sup>27)</sup>。プルーラリズムと市場経済がより一層制度化され、強化された。しかし、民主化された選挙制度にもとづく1990年の議会選挙と大統領選挙において、サンディニスタは敗北し、反サンディニスタ連合のチャモロ大統領に政権を明けわたすことになった。

ニカラグア革命は次のような教訓を残した。

社会主義をめざす過渡期革命政府が民主共和制の制度化の準備をし、一定の期間のうちに選挙の実施によって、プルーラリズムを維持した民主的立憲体制に移行することが可能であるということである。これは第二次世界大戦後の革命史上で初めての経験であった。アメリカ帝国主義の政治的・軍事的・経済的支援を受けたチャモロ陣営が選挙で勝利したにもかかわらず、サンディニスタの掌握する軍隊をはじめとする国家権力が、民主的共和制の維持の姿勢をくずさなかったことによって、その移行は実現した。しかし、次の選挙まで、または、サンディニスタか、あるいはアメリカ帝国主義と利害

が対立する勢力が再び権力の座に接近する可能性を獲得するようになった選挙の時期まで問題は残されている。その際に立憲主義にもとづく民主共和制が維持されるかどうかである。チリのアジェンデ政府はこの闘いに失敗した。その鍵は軍隊の立憲主義にあった。ニカラグアにおいても同様、今後の政治の中心課題は、国家の暴力組織が立憲主義の姿勢を維持できるかどうかにある。

#### 第4節 キューバ革命の経験

民主共和制のなかったところに強力による革命が発生した場合、革命以前の体制を変革するために、新しい国家権力が必要不可欠であることは明らかである。そのもとで新たな国家機構や法体系が根本的に作りかえられる。その役割をはたすのが過渡期革命政府である。

1959年にキューバの革命勢力は、過渡期革命政府を打ち立てた。しかし、アメリカ帝国主義の攻撃にさらされ、30年以上にもわたって臨戦態勢をしいられ、まともな経済建設ができない状態におかれてきただけでなく、70年代以来協力関係を深めてきたソビエト陣営の崩壊により、経済構造を全面的に再編成することを余儀なくされている。これは、1959年の革命でアメリカの支配領域から独立することによって余儀なくされた「リストラ」につぐ、二度目の全面的「リストラ」である。小国が30年の間に二度にわたる「リストラ」をしたら、経済的に窮地におちいることは当然である。

このような困難な状況のなかで、キューバの革命政府は、過渡期革命政府の役割を担ったまま、民主的立憲主義に全面的に移行することができなかった。それをするにはアメリカ帝国主義の軍門にくだることを意味するからである。ここにニカラグア革命とも異なる特徴をキューバ革命政府は示している。

キューバの革命勢力は共産党一党に結集し、他の党の存在を拒否している。これは自由権の制限である。キューバ憲法第5条は次のように規定す

る。「キューバ共産党はマルティーン主義、マルクス・レーニン主義で組織されたキューバ国民の前衛であり、社会と国家の最高の指導勢力である。党は社会主義の建設と共産主義社会への発展のための協同の努力を組織し、指導する。」

この指導の内容・方法・限界は憲法に規定されていない。そのことは共産党が超憲法的に行動する余地を残している。

しかしキューバの革命勢力は、内外情勢を考慮しながら、できるかぎり民主的政治を追求してきた。

その一つの試みとして注目されるのは、人民権力機構である。それは人民主権を尊重し、民衆の側から組み立てていく機構になっている。まず選挙区のなかに設けられたアレア（住民居住区）で有権者集会が招集される。1名のムニシピオ議会代議員候補者が有権者集会の挙手による多数決で推薦される（選挙法第78条）。

候補者の指名は次のように行われる。候補者指名集会は選挙区選挙委が主催する（選挙法第79条）。選挙区選挙委は指名集会開催に際し、アレアの有権者の多数が出席していることを確認しなければならない（選挙法第80条）。指名集会に参加するすべての有権者は、ムニシピオ議会の代議員候補者の提案権を持つ。提案されたもののうち、多数を獲得したものが指名される。候補者はアレアごとに各1名が指名される（選挙法第81条）。一選挙区の各アレアは同一候補者を指名してよいが、一選挙区は必ず2名以上指名しなければならない（選挙法第82条）。

さらに次のように規定されている。

- a) 候補者を推薦する有権者は発言を求めなければならない。
- b) 推薦が票決に付されるには推薦されたものの同意を必要とする。同意なし、出席なしの推薦は票決されない。
- c) 推薦者は簡単に推薦の理由を説明しなければならない。
- d) 有権者は賛成・反対の意見を言うことができる。

- e) 推薦されたものは一人ずつ挙手により票決に付される。
- f) 各有権者は一人1票の票決権を持つ。
- g) 票決で多数を獲得したものが選出される。同数の場合、再度票決し、それでも同じ場合、再度指名をやりなおす。(選挙法第83条)

以上の選挙過程について、キューバ政府は政党結成の自由がないにもかかわらず、政党に関係なく自由に住民が自分たちの代表を選出できると主張している。

こうして各選挙区で二人以上のムニシピオ議会の代議員候補者が選出され、選挙区の有権者の直接・秘密投票に付されたうえで、投票総数の半数を越えて一位を獲得した候補者が当選する。

ムニシピオ議会の代議員からプロビンシア議会と国民議会の代議員が選挙される。その際の候補者名簿にはムニシピオ議会の代議員以外の候補者も推薦できる。候補者名簿を作成するのは選挙管理委員会である。各段階に候補者選定委員会が選挙管理委員会の責任のもとに形成され、候補者の名簿が作成される。候補者選定委員会は各レベルの選挙委員会の依頼により、当該各レベルの大衆組織、キューバ労働者本部 (CTC)・革命防衛委員会 (CDR)・キューバ婦人連合 (FMC)・小農全国協会 (ANAP)・大学生連合 (FEU)・中等教育学生連合 (FEEM) の指導部の推薦する代表により構成される。候補者選定委員会は CTC の代表が主催する (選挙法第 68 条・第 69 条)。

ここでも共産党が直接介入することができないように歯止めがかけられている。残る問題は、大衆組織が共産党から独立した民主的組織になっているかどうかである。これについてもキューバの大衆組織と共産党との組織的分離がはかられ、より自立した大衆組織が育ち始めていることを様々な文献が指摘している。

こうして選出された代議員と民衆の関係は、選出した民衆の命令的委任の傾向が強い。代議員の有責性と恒常的罷免可能性が確保されている。また選



出した有権者にたいし、代議員はその活動を定期的に報告する義務をおわさされている。

以上の考察からキューバの政治体制は、政党結成の自由がないにもかかわらず、直接民主制の性格を持つとともに、人民主権にもとづく民主共和制の一形態であると言えることができる。しかし、キューバの独特の人民主権体制は、社会主義社会の政治体制ではないことも強調しなければならない。キューバは社会主義をめざす社会である。キューバ人民は、アメリカ帝国主義の厳しい攻撃と闘いながら人民主権体制を実現することが可能であることを明らかにした。それを可能にしている原因は次の点に要約できる。

1. 革命政府が常に国民生活の改善を政策の中心にかかげ、平等を重視してきたこと。
2. 革命推進組織が民衆から乖離することなく、常に民衆と結合して行動していること。キューバ共産党員が特権的支配層を形成して民衆を支配・収奪することがなかった。
3. 主権と独立を維持する精神が指導勢力にも民衆にもきわめて強いこと。

これらの要因によって、キューバは、困難ななかでも帝国主義の圧力に屈することなく、独自の人民主権にもとづく民主共和制をつくりだすことに成功した。

## 第七章 結 論

ソビエト・東欧諸国の体制が崩壊して、社会主義がいまや葬り去られようとしている。しかし問題は、現代における民主主義がいかなる体制であるべきかにある。資本主義社会の民主主義の在り方そのものが問われている。チリ、ニカラグア、キューバの変革の試みは資本主義世界の民主共和制の在り方にたいする周辺諸国からの挑戦であった。そこでは次のことが明らかにさ

れている。

第一に、外国からの激しい干渉があるにもかかわらず、国民主権にもとづく民主共和制から人民主権にもとづく民主共和制への平和的移行の可能性が示された。この移行には、過渡期革命政府が不可欠なものではないことも明らかにされている。

第二に、激しい外国からの干渉のなかでも、過渡期革命政府が人民主権にもとづく民主共和制を樹立できることをキューバ革命は明らかにした。また、過渡期革命政府が外国からの激しい干渉のなかで民主共和制への移行を実行できることもニカラグアの経験は示している。

第三に、いったん民主共和制が樹立された場合、暴力と民主共和制は両立しえないということも明らかである。

以上の経験は、先進諸国の民主共和制の人民主権にもとづく民主共和制への平和的移行の可能性を示すとともに、発展途上諸国の民主共和制樹立の可能性とそのより一層の発展した人民主権樹立の可能性をも示している。しかし、依然としてこのような変革のために、暴力による過渡期革命政府樹立の必要性が否定されてはいない。

一般的には、次のようにまとめることが可能である。

資本主義社会それ自身のなかに内包されている社会的関係を、資本関係から解放するために、民主共和制は不可欠の政治形態である。しかし、民主共和制だけでは不十分である。資本関係として機能させられている相互依存の社会関係を搾取のない関係に変えるためには、人民主権にもとづく真の民主共和制が必要である。

いわゆる国民主権にもとづく民主共和制は、先にも検討したように、民主主義体制として様々な問題をはらんでいることは明らかである。

現在の問題は、一人一人の人間の有り様にある。自然権の思想は、自然がすべての前提であるということを示した。自然の存在としての個人がすべての前提である。この世に生を受けた個体は、自然の存在としてあらゆる

る社会的区別から独立している。このような区別のない自然の存在であるとして人間個体を認識することによる社会制度の意識的再編成こそが、自然権思想の根幹であった。これらの人間個体は、一人一人平等であり、生命をまっとうする権利があり、自由であり、幸福追求の権利がある。これらの自然の権利は決して譲り渡すことができない。「自然は他のすべてのものから絶対的に独立しているのだから、権利は他のすべてのものから絶対的に独立していることになる」<sup>28)</sup>のである。池上氏の言う「インフラストラクチュア」という概念を、人間個体の認識の仕方にまで拡大する必要がある。この観点に立った人間教育が、自然権思想には不可欠である。

このような自然権思想を「インフラストラクチュア」として身につけた「シトワイアン」による共和制の樹立、つまり自然権をまもる手段としての政府の構成が、我々の課題である。

現代の各国政府の課題は、まず民主共和制を実現することにある。そのために暴力革命が必要とされる場合も依然として否定できないことはすでに指摘した。しかし、暴力はますますその正当性を問われるであろう。暴力的独裁制を倒すための民主主義革命の戦士たちが、麻薬取引によって闘争資金を獲得したりすることが現実起こっている。

各国は獲得した共和制の定着に努力し、暴力による共和制の破壊を皆無にすることが先決である。特に、自然権の保障は最優先されるべきであり、社会権はそれぞれの社会の合意によりたえず実質化し、新社会権をも含む人権の確立へと接近させていくべきである。

このような人民主権による民主化の過程は、地域別・一国別、あるいは国際的に、さらに世界的規模で人間たちが次のことを認識していく過程でなければならない。

1. 労働過程が大規模化し、協業的性格を強化していること
2. 科学の意識的な技術的応用が不可欠になっていること
3. 土地の計画的利用が不可欠であること

4. 労働手段が共同的にしか使えないものになっているという現実
5. すべての生産手段の節約のためには計画的・結合的労働が不可欠であること
6. 国際的・世界的人間の共同が不可欠であること

このような転化過程から生じたすべての利益を、一部少数の人間たちが利用する体制から、すべての人間が人間らしく生きることのできる体制建設に利用できるように変えることが、人民主権による民主化の過程である。その際、生産手段を国家的所有にかならずしも転化する必要はない。それはすでに資本家的共有になっており、資本家的共有部分が経済の根幹を担っているからである。したがって資本関係の体制を人民主権尊重の体制に変革することによって社会主義社会に転化するのである。つまり資本主義社会を人民主権にもとづいて民主化することによって社会主義社会が姿を現すのである。

上記のような変革を民主共和制をつうじて実現するためには、先進諸国の民主共和制の在り方がかなり重要な意味を持っている。人民主権にもとづき民主化された先進諸国が、旧植民地・従属諸国の民主主義の発展を妨害することなく協力するか、あるいは人民主権にもとづく民主主義を擁護する国々の共同により、先進諸国の帝国主義的秩序を民主化することなしに、一国別に人民主権にもとづく民主制へ移行することはきわめて困難である。一国別の民主共和制の樹立と民主化された諸国、特に真に民主化された先進諸国を中心に世界的規模で搾取のない社会へ移行できる環境をつくりだすことが我々の課題であろう。

社会主義をめざす国家は、国民に社会主義を強制することはできない。それは国民の合意にもとづく民主的決定がすべての行動の基礎となっている社会である。資本主義社会の政治と経済の徹底的民主化が、国際的規模での社会主義への移行の土台を提供する。そのような国際的規模の社会主義への土台は、世界的資本関係として形成されてきた関係の新しい関係への転化・発展である。社会主義はそのような世界的規模の人間の社会関係の上のみ花

開くことができる。このような民主化の過程はマルクスも指摘したように、かなり長期にわたるであろう。

〔注〕

- 1) マルクス・エンゲルス全集，第 19 巻，19—20 頁。
- 2) マルクス・エンゲルス全集，第 20 巻，318 頁。
- 3) 重田澄男著『社会主義システムの挫折——東欧・ソ連崩壊の意味するもの』（大月書店，1994 年）第 V 章参照。
- 4) マルクス・エンゲルス全集，第 4 巻，495 頁。
- 5) マルクス・エンゲルス全集，第 4 巻，1872 年ドイツ語版序文，590 頁。
- 6) 拙稿「非資本主義的発展の道の再検討」『愛媛法学会雑誌』第 18 巻 第 2 号，参照。
- 7) 池上惇著『財政学——現代財政システムの総合的解明』（岩波書店，1990 年）47 頁。
- 8) 同上。
- 9) 同上，108 頁。
- 10) 同上。
- 11) 池上惇「固有価値の経済分析——享受能力論の導入による使用価値の再構成」『経済理論学会年報』第 30 集（青木書店，1993 年）。
- 12) マルクス・エンゲルス全集，第 4 巻，487 頁。
- 13) 池上惇，前掲『財政学』269 頁。  
ここで言われている「インフラストラクチャ」という概念は独特の意味を持っている。法システム，情報システム，貨幣・金融システム，経済システム，社会システム，土地・環境システム，文化システムをすべて含み，個人の自己実現を支援し，機会を平等に提供するシステムを言う。このシステムを公共財として，いかに実現するかが人民主権の課題である。池上氏の「インフラストラクチャ」の概念については同書「第 1 章 公共選択の基礎理論」参照。
- 14) ここで使用する「資本関係」という概念については，拙稿「資本主義世界経済と後進諸国における資本主義の発展をめぐる一考察」『愛媛大学教養部紀要』第 25 号所収参照。
- 15) この「シトワイアン」は，ルソーが『社会契約論』で主張している概念と同様の意味で使っている。
- 16) マルクス・エンゲルス全集，第 20 巻『反デューリング論』「第 3 篇 社会主義 2 理論的概説」参照。
- 17) マルクス・エンゲルス全集，第 4 巻，486 頁。

- 18) マルクス・エンゲルス全集, 第17巻, 320頁。
- 19) 浜林氏は, 旧社会主義諸国を同列にあつかい, 国連の人権規約にキューバが調印していないことが, 現存社会主義の人権軽視の現れとして指摘している。しかしこの考え方は, 「人権外交」で主権を侵害する帝国主義的政策と闘わざるをえないキューバの立場を軽視しているように思う。浜林正夫「社会主義と民主主義」『歴史評論』1994年6月号所収。
- 20) 杉原泰雄著『民衆の国家構想』(日本評論社, 1992年)二の「3 民衆の国家構想と革命政府論」参照。
- 21) 杉原泰雄, 同上書「六 パリ・コンミュンンの理解と評価」参照。
- 22) マルクス・エンゲルス全集, 第17巻, 315頁。
- 23) 杉原泰雄, 前掲書, 38—41頁。
- 24) ラテン・アメリカでは, 軍事独裁から民政へ移行した国の民主制の在り方が最近問題になっている。たとえばジェイムス・ペトラス, スティーブ・ヴィオーは樹立された民政を強権的選挙体制として民主制と区別している。また, この体制を新しい強権主義 (NEOAUTHORITARIANISM) とも言っている。その特徴をまとめると
1. 法の前の平等が存在しない。
  2. 代表制が機能していない。執行権が強大で, 議会が軽視されている。選挙されないエリートの政策決定権の掌握。
  3. 基本的人権が制限されている。特にストライキ権の否定。
  4. 国民生活予算の大幅な削減がみられる。
- このような特徴を持つ体制を民主制と同一視し, この体制に異議をとなえるものを民主主義の破壊者として, 取り締まりを強化する。
- ペトラスとヴィオーは, 強権的選挙体制を維持する勢力を「選挙政治階級」と表現している。
- このような強権的選挙体制は, 先進国の民主共和制と同様に, 真の民主体制に変えられなければならない。
- JAMES PETRAS AND STEVE VIEUX, "THE TRANSITION TO AUTHORITARIAN ELECTORAL REGIMES IN LATIN AMERICA" IN *LATIN AMERICAN PERSPECTIVE*, Issue 83, Vol. 21, No. 4, 1994.
- 25) CARLOS PRATS GONZALEZ, MEMORIAS, *TESTIMONIO DE UN SOLDADO*, PEHUEN, 1985. pp. 521—522.
- 26) RICARDO LAGOS, "DOS CONCEPTOS CLAVE DE LA RENOVACION SOCIALISTA EN CHILE", *NUEVA SOCIEDAD*, No. 101, MAYO-JUNIO 1989. pp. 114—124.

- 27) “¿HACIA DONDE VAMOS? SOCIALISMO Y ECONOMIA NACIONAL”, *ENVIO*, PUBLICACION MENSUAL DEL INSTITUTO HISTORICO CENTROAMERICANO, NICARAGUA, MARZO 1989.
- 28) ハワード・パーソンズ「アメリカ独立宣言の意義」、芝田進午篇『人間の権利——アメリカ革命と現代』（大月書店、1977年）所収参照。

〈正誤表〉『岐阜経済大学論集』第28巻第2・3号

\*河合恒生稿 128頁（－28－頁）1－2行目

〔誤〕 人民連合は「条件付き民主制」を真の意味の民主共和制に変える方向へ一歩踏み出した。それは過渡期革命政府ではなかった。……

↓

〔正〕 人民連合は過渡期革命政府ではなかった。……